

10月1日から子ども医療費(通院)の助成対象を18歳まで拡大します

【現在の助成対象】

	0歳～中学生 (15歳の年度末まで)	高校生世代 (18歳の年度末まで)
入院	○	○*
通院	○	×

※償還払い(病院で自己負担分を支払い後、市役所から払い戻し)。高校生世代の人は「子ども医療費受給者証」の交付はありません。

【令和7年10月1日診療分から】

	0歳～中学生 (15歳の年度末まで)	高校生世代 (18歳の年度末まで)
入院	○	○
通院	○	○

18歳の年度末まで有効な「子ども医療費受給者証」を9月中旬に交付します。

令和7年10月1日診療分より、県内の医療機関で「子ども医療費受給者証」を提示すると、入院、通院ともに、18歳の年度末まで、医療費(保険診療分のみ)の自己負担が**無料**になります。

※県外の医療機関等を受診した場合は償還払い。

※所得、就労・就学の有無等の制限はありません。

※障害者医療、精神障害者医療(全疾病)、母子家庭等医療の受給者証をお持ちの人は、引き続きそちらの制度が優先されます。

対 高校生世代(2007年(平成19年)4月2日～2010年(平成22年)4月1日生まれ)の人

申 対象の人には、6月上旬に申請書類を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、健康保険資格がわかるもの(健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ)の写しを添付し、6月30日(月)までに返送してください。受給者証は9月中旬に郵送します。10月1日からご使用いただけます。

〈申請が不要な人〉

中学生以下の人で、既に子ども医療費受給者証を持っている人には9月中旬に、有効期限を延長した新しい受給者証を郵送します。

問 国保医療課 医療係(☎95-0151)



▲市ホームページ

知立幹部交番における運転免許事務の廃止等に関するお知らせ

これまで知立幹部交番において行ってきました運転免許更新などの免許関係事務については、令和7年3月をもちまして廃止となりました。

令和7年4月からは、代替措置として高齢運転者の人を対象とした運転免許更新等を次のとおり受け付けています。

時 毎月第2、第3の火曜日 午前10時から正午および午後1時から3時

※祝日、振替休日および年末年始は受付をしていません。

所 中央公民館1階 小会議室

内 ・運転免許更新(新免許証の受取りは後日となります。)

・運転免許証の自主返納

・経歴証明書申請(経歴証明書の受取りは後日となります。)



▲愛知県警察ホームページ
(運転免許事務の見直しについて)

【「マイナンバーカードと運転免許証の一体化」について】

3月24日(月)からマイナンバーカードを運転免許証として、利用できるようになりました。

免許証は次の3タイプから選べます。

○従来の免許証のみ

○マイナ免許証(免許情報が記録されたマイナンバーカード)のみ

○従来の免許証とマイナ免許証の両方

マイナ免許証には、住所変更のワンストップサービスやオンライン更新時講習の受講が可能となるなどのメリットがあります。

問 愛知県警察本部交通部運転免許課(☎052-951-1611)



▲愛知県警察ホームページ
(マイナンバーカードと運転免許証の一体化について)

